

## 第二部

### 第二次実施計画の具体的な展開

第1章 幼稚園・保育園と小学校との連携及び小・中学校の連携の充実に向けて

第2章 保護者等に対する相談体制の充実に向けて

第3章 学校に対する支援体制の充実に向けて

第4章 学校の指導体制の充実に向けて

第5章 特別支援学級の充実に向けて

第6章 教育環境の整備

# 第1章 幼稚園・保育園と小学校との連携及び 小・中学校の連携の充実に向けて

## 1 特別支援教育運営委員会の充実

ねらい

特別支援教育運営委員会は、全小・中学校から推薦された教員により、3つの専門部会を構成しています。有効な研究の場として活動できるため、特別支援教育の様々な取組みや特別支援教育コーディネーター間の情報の共有化、啓発に関する研究などを行います。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○心身障害教育運営委員会から特別支援教育運営委員会へ変更 ○就学支援シート、個別指導計画の研究 ○啓発授業の実施 など	○各部会の役割の見直し	→	

### (1) 特別支援教育部会

- ・東京都教育委員会が実施する特別支援教育コーディネーター研修の伝達研修を継続し、個別指導計画や個別の教育支援計画、教材について研究を進めます。
- ・特別支援教育コーディネーター間の有効な情報共有の場として在り方を検討します。

### (2) 啓発部会

- ・啓発部会では、研究授業を通して障害についての理解を深めています。
- ・研究授業の方法についてさらに検討をしていきます。
- ・保護者への啓発の方法についても研究を行います。

### (3) 特別支援学級担任会


- ・特別支援学級担任の専門性を高め、これまでの活動のほか、出前授業や交流及び共同学習の促進、巡回指導について研究を進めていきます。
- ・多様な障害のある児童・生徒への指導経験をもとに、通常の学級の教員へLD等の指導・助言を行うための研究活動を推進します。
- ・特別支援教育の方向性を踏まえ、東村山市特別支援学級小・中合同作品展等の諸行事の在り方について検討を行います。

## 2 特別支援教育連絡協議会の充実

ねらい

障害のある子どもたちが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育を受けるために立ち上げた、特別支援教育連絡協議会について、組織の見直しと充実を図ります。

この組織を通して相談体制を構築し、児童・生徒や保護者への支援を充実させます。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○連絡協議会立ち上げ ○就学支援シートモデル実施	○見直し等組織の充実 ○就学支援シート本格実施		

### 【組織構成】

- ① 東村山市教育委員会
- ② 東村山市立小・中学校
- ③ 市内公立・私立保育園
- ④ 市内私立幼稚園
- ⑤ 特別支援学校(センター校)
- ⑥ 福祉関係(子ども育成課・児童課・子育て支援課・障害支援課)
- ⑦ 子ども家庭支援センター(相談支援係・幼児相談室)
- ⑧ 教育相談室
- ⑨ 医療機関(提携病院等)
- ⑩ 保護者(PTA連合会代表)

### 【取組内容】

- ① 年1、2回全体会を開催し、情報の共有と連携の重要性を確認し合います。
- ② 就学前の幼稚園・保育園と保護者で作成する「就学支援シート」を活用することについて研究を進め、早期の支援体制を確立します。
- ③ 順次組織の拡大を図り、就学前の適切な支援・相談体制や就学後の継続した支援体制をつくり「就学支援計画」「個別の教育支援計画」を踏まえ一人一人のニーズに的確に応じられるようにします。

### 3 個別指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用

ねらい

特別な支援を必要とする児童・生徒の一人一人の教育ニーズを把握し、目標と指導内容・方法を明確にして、適切な指導・支援と評価を行うため、「個別指導計画」を作成します。

障害のある幼児・児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として「個別の教育支援計画」を策定します。

	第一次実施計画	第二次実施計画		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
個別指導計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別指導計画様式作成</li> <li>○個別指導計画本格実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別指導計画実施状況の調査・分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別指導計画様式調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○データ蓄積</li> </ul>

	第一次実施計画	第二次実施計画		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
個別の教育支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学支援シートモデル事業実施</li> <li>○個別の教育支援計画研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学支援シートの本格実施・充実</li> <li>○個別の教育支援計画様式案調整・完成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学支援計画の調整・完成</li> <li>○個別の教育支援計画試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施状況調査・分析</li> <li>○様式調整</li> </ul>

#### 【個別指導計画について】

- (1) 特別支援教育運営委員会で作成した「個別指導計画」の様式を検証し、見直しを行います。
- (2) 各校の校内委員会で、「個別指導計画」を活用を推進します。
- (3) 就学支援シートとの整合性を図ります。
- (4) 各校の「個別指導計画」実施状況の分析を行い、データの貯蓄についてを検討します。

#### 【個別の教育支援計画の作成手順】


- (1) 特別支援教育運営委員会で、「個別の教育支援計画」様式案を作成します。  
この際、特別支援教育連絡協議会において作成している「就学支援シート」と連動するものとするために、特別支援教育運営委員会と特別支援教育連絡協議会は密接に連携する必要があります。
- (2) 作成した「個別の教育支援計画」の様式を試行します。
- (3) 各校の校内委員会で意見をまとめます。
- (4) 特別支援教育運営委員会で、各校から出された意見をまとめ、様式の調整を図ります。
- (5) 東村山市就学支援計画及び東村山市個別の教育支援計画の活用を開始します。

## 第2章 保護者等に対する相談体制の充実に向けて

### 1 就学相談及び就学時健康診断等の内容と方法の充実

ねらい

就学相談にかかわる取組は、学校が児童の実態を把握し保護者との連携を築く第一歩となります。夏季休業日中に実施する就学相談はもちろんのこと就学時健康診断における準備検査の内容や活用の方法を検討し、保護者を支援する際の資料として活用することが効果的です。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○就学児健康診断の充実 ○東京都の動向を踏まえた、就学相談への移行	○相談支援体制の充実		

#### 【検討点】

##### (1) これからの就学相談

障害のある子どもたち一人一人のライフステージを支援する就学相談の在り方の充実が求められています。東京都の動向を踏まえ、本市の就学相談についてもさらに検討を加えていきます。

##### (2) 就学前の面談

相談を受けた児童・生徒や保護者については、順次、学校・保護者・教育委員会または、関係機関による面談を実施します。資料による情報のやりとりに加え、実際に面談を行うことにより連携を深め、支援体制を整えることができます。

##### (3) 就学後の相談体制

特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会において、児童・生徒の適応状態や障害の改善等に関する情報等を収集します。特に、就学後の経過観察が必要な児童・生徒に対しては、継続的な配慮が必要です。必要に応じて、専門性の高い組織への応援要請を行います。

##### (4) 転学を含めた相談体制

就学後の適応状況を踏まえ転学するケースも想定されます。校内委員会等で随時児童・生徒の様子を把握し、状況に応じて随時相談ができるように相談体制の構築について検討します。

##### (5) 就学の相談の方法を改正する案


- ・一斉就学相談、追加相談の充実を検討します。  
行動観察の方法の見直しをすることにより、児童・生徒理解の深化・充実を図ります。
- ・就学時健康診断の準備検査の充実を図り、児童・生徒の実態把握を一層適切に行うことにより、校内委員会を主体とした、学校として児童の障害の状態、支援のニーズについて早期に把握できるようにします。
- ・行動観察や面接等を実施する際の研修会等を企画し、積極的な受講を求めることにより、校内委員会を活用した就学相談が可能となるよう、資質の向上を図ります。

## 2 教員・特別支援教育コーディネーターの資質の向上

ねらい

保護者との協力体制を作るためには、まず、教師等の教育関係者が、児童・生徒自身の「困り感」に気付き、子育てに「困り感」を感じている保護者に対して、保育や教育活動の中の具体的な事例をあげて「子育てのしにくさ」に共感した上で支援の場面を設定し、当事者にとって「ためになる支援」を展開することが重要です。

教員及び特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るために、研修の内容の充実を図ることが必要です。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○全教員に対する研修 ○コーディネータ養成研修 ○教員向け研修 ○各校における校内研修	○教員向け研修 ○コーディネーター養成研修 ○各校における校内研修		

### 【研修の内容や手順】

- (1) 特別支援教育の考え方や本市の方向性について共通理解を図ります
  - ① 平成22年に第二次実施計画を踏まえ、教職員を対象とする研修会を実施します
- (2) 特別支援教育運営委員会における、研究活動の充実を図ります
- (3) 夏季休業日中の教育課題研修において、特別支援教育にかかわる講座を設定します
- (4) 各校が、校内における研修会を開催します

### 3 情報等の管理を組織的に行う校内体制の充実

ねらい

特別支援教育の推進のためには、各校における個別指導計画・個別の教育支援計画のデータの活用が重要です。関係のある学校等が、系統性・一貫性のある指導を行うためには、児童・生徒の情報を引き継ぐことが効果的です。また、個人情報としての取り扱いに留意し、情報の管理を徹底する必要があります。

各学校が、個に応じた効果的な指導方法をデータとして蓄積し、市内の全校で共有し活用を図ることは、特別支援教育にかかわる指導の質的な向上を図ることとなります。

このような取組を可能とする「データ管理のためのシステム」の構築について研究を進めるとともに、各学校の特別支援教育コーディネーター及び校内委員会が主体的に活動できるような働きかけを行います。

	第一次実施計画	第二次実施計画		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
データ関係	○個別指導計画様式の電子データ化	○情報管理の在り方の検討 ○基礎データの収集	→	○基礎データの分析・検証

	第一次実施計画	第二次実施計画		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
校内体制	○校務分掌の位置付けの明確化 ○関係機関との連携体制構築 ○校内委員会のあり方の研究	○校内委員会の機能の一層の充実	→	

#### 【目指すシステム像】

- (1) 市内小・中学校を結ぶイントラネットを活用し、全校が基礎データの情報を共有します。
- (2) 各校が同一のデータベースを更新し、各校の端末から保存処理を行い、データの管理は市のホストパソコンが行います。

#### 【校内体制充実のための手立ての例】

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、校内委員会の果たす役割を強化します  
校務分掌における校内委員会の位置付けの明確化を図り、支援の具体化を進めます。  
学校の実態に合わせ、校長・副校長・主幹・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当・養護教諭・学年主任等のメンバーを設定します。
- (2) 関係諸機関との連携を強化するため、校内委員会の果たす役割を明確化します  
特別支援教育コーディネーターが主体となって、対外的な連絡や調整をさらに進めます。  
特別支援教育コーディネーターが、校長等の指導の下、校内委員会等の企画・開催等を行い、校内における情報管理等についてのとりまとめを進め、支援の具体化を図ります。
- (3) 校内委員会に、対象の児童・生徒及び保護者に対する説明システムを構築します  
校内委員会で決定した支援の内容や方法を保護者に伝える方法や手順について、特別支援教育運営委員会等における実践交流を通して、研究を進めます。

## 4 特別支援学校のコーディネーターとの連携の充実

ねらい

特別支援教育を推進するにあたり、東村山市のセンター校は、清瀬特別支援学校です。この他にも、小平特別支援学校・村山特別支援学校が、本市にかかわりのある特別支援学校です。

特別支援学校のもつ専門性(授業観察、個別指導計画や個別の教育支援計画作成の支援、教材の提示、児童・生徒への接し方や指導方法の改善、教室環境の工夫等)に学び、特別支援教育の効果的な推進を図ります。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○特別支援教育運営委員会・就学支援委員会等への参加 ○小学校・中学校・就学前施設への巡回指導	○巡回指導の充実と拡大 ○各委員会への参加・助言 ○専門家委員会の在り方検討	○専門家委員会の立ち上げ	

### 【具体的な連携の在り方】

#### (1) 特別支援教育コーディネーターの紹介を行います

清瀬・小平・村山特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを校長会等の機会に紹介します。

#### (2) 専門的な視点から支援を受けます

支援を必要とする児童・生徒の授業観察等を依頼し、個別指導計画や個別の教育支援計画作成の際に指導・助言を受けます。

幼稚園・保育園での園児の観察等を依頼し、小学校への支援に繋がります。

清瀬・小平・村山の各特別支援学校のコーディネーターに東村山市特別支援教育専門家委員会への所属を依頼します。

#### (3) 相談や情報提供の依頼を行います

教員や保護者の相談を依頼したり、特別支援教育に関する教育情報・研修会の情報提供を求めます。

#### (4) 研修協力の依頼を行います

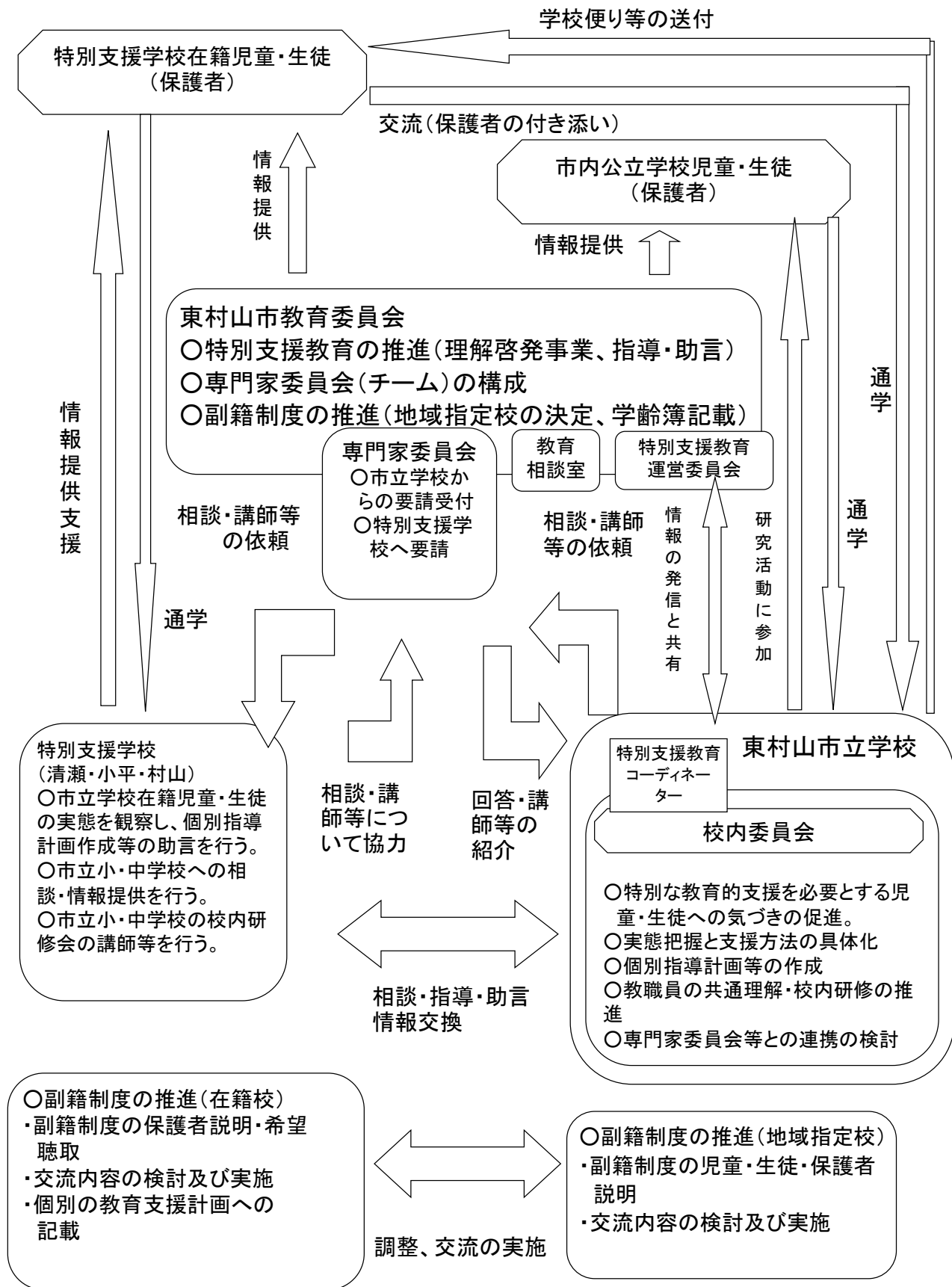
校内の研修の講師として特別支援教育コーディネーターを招き、指導・助言を受けます。

#### (5) 副籍制度を円滑に導入します

東村山市教育委員会及び小・中学校が、特別支援学校及び特別支援学校の保護者との連携を図る際の橋渡し役を依頼します。副籍制度による直接・間接的交流等、具体的な活動を推進する際に協力を求めます。



<教育委員会と市内小・中学校、特別支援学校の連携体制>



## 5 副籍制度(地域指定校)について

ねらい

乳幼児期においては地域の幼稚園や保育園等に通っているため居住する地域と深いつながりをもっていますが、特別支援学級や特別支援学校等に通う学齢期には、地域とのつながりが希薄化してしまうことから、居住する地域とのつながりを維持・継続することが必要となってきます、また卒業後は、居住する地域での福祉サービス等、様々な支援を受けながら地域で生活していくことが想定されます。

特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒が地域の一員であり、卒業後に居住地で生活していくことを考え、地域との継続的なつながりを持つために、副次的に地域指定校に籍を置き交流を図りながら互いの理解を深めていくことが、副籍事業の目的となります。

<例>(例:廻田町に在住し、清瀬特別支援学校の小学部1年に在籍する児童の場合は、回田小学校が「地域指定校」となります。)

	第一次実施計画	第二次実施計画		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
特別支援学校 児童・生徒	○間接的な交流・直接的な交流の開始 ○副籍実施要領の作成	○副籍事業の本 格実施	→	
特別支援学級 児童・生徒	○間接的な交流の開始 ○直接的な交流モデル事業の実施	○直接的な交流 の拡大	○副籍事業の本 格実施	→

※市内の特別支援学級に在籍する児童・生徒の副籍制度は、特別支援学校の副籍制度の成果を踏まえて、1年間の時間差を設定して実施します。

### 【副籍制度の内容】

#### (1) 対象となる児童・生徒

- ① 清瀬・小平・村山特別支援学校の小学部・中学部および東村山市立小中学校特別支援学級に在籍する児童・生徒全員となります。
- ② 保護者からの申し出があり、副籍を辞退する意思が確認された場合は副籍の対象としません。

#### (2) 地域指定校

- ① 原則として副籍の対象となる児童・生徒の居住する通学区域に基づいて指定します。
- ② 地域指定校の決定は、東村山市教育委員会が行います。

#### (3) 交流の内容

- ① 間接的な交流(学校通信等を交換など)
  - ・学校通信等…学校通信・PTA等の広報誌・青少対の情報(学校や地域の情報がわかるもの)
  - ・交換の方法…交換便等や郵送を活用したやりとりを行います。
- ② 直接的な交流
  - ・特別支援学校や特別支援学級との連携を図りながら、直接的な交流の拡大を図ります。

### 【副籍制度実施上の留意点】

- (1) 児童・生徒の状況や交流活動の内容について、関係の教職員が共通理解を図ること。
- (2) 副籍をもつ児童・生徒への接し方等について、通常の学級の児童・生徒に対して事前指導を行い、交流活動等が効果的に行われるようにすること。
- (3) 地域指定校の保護者に対して、副籍制度の趣旨や副籍をもつ児童・生徒の状況について事前に周知し、交流活動が効果的に行われるようにすること。
- (4) 交流は、条件整備(施設整備等を含む)の対応可能な範囲で計画・実施すること。

## 6 広報活動等の充実

ねらい

特別支援教育を進めるにあたっては、保護者や市民また、児童生徒の理解が必要です。理解を得るためにはできるだけ早い段階で発達障害についての知識や特別支援教育システムについての、広報活動の充実を図り、お互い理解を深めることのできるようわかりやすく伝えます。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○市民向けの説明会の実施 ○きょういく東村山の広報活動 ○各校で理解啓発の取り組み	○保護者向けリーフレット等の配布 ○きょういく東村山の広報活動 ○各校で理解啓発の取り組みの推進		

特別支援教育を効果的に推進していくためには、広報活動等の充実を図り、情報等の共有化を図ることが重要です。様々な機会を活用して説明会や広報活動を実施し、特別支援教育についての理解を深めていきます。

### (1) 広報活動の具体例

- ・リーフレット等を配布する
- ・保護者会や学校公開などの機会に、研修や講演を行う
- ・各校校内委員会による広報
- ・就学支援シート、就学時健康診断時に広報する
- ・巡回相談等を活用した専門家による保護者への説明
- ・理解啓発授業の実施

### (2) 保護者向けのリーフレットの配布の主な内容

- ・東村山市特別支援教育推進計画の紹介
- ・特別支援教育の具体的な取組の紹介(教育相談室・個別指導計画・通級指導学級・校内委員会など)
- ・発達障害など障害についての説明

## 第3章 学校に対する支援体制の充実に向けて

### 1 顧問講師制度の活用と専門家委員会の構築

ねらい

既に、18年度から各特別支援学級を中心に小学校5ブロック、中学校3ブロックを編成し、顧問講師制度の周知と特別支援教育の理解啓発を進めるため、顧問講師による研修会等を実施しています。

他市にない本市独自の顧問講師制度は東京都や保護者からも評価されており、顧問講師を有効に活用することが、東村山市における特別支援教育を推進していくうえで効果的であると考えます。

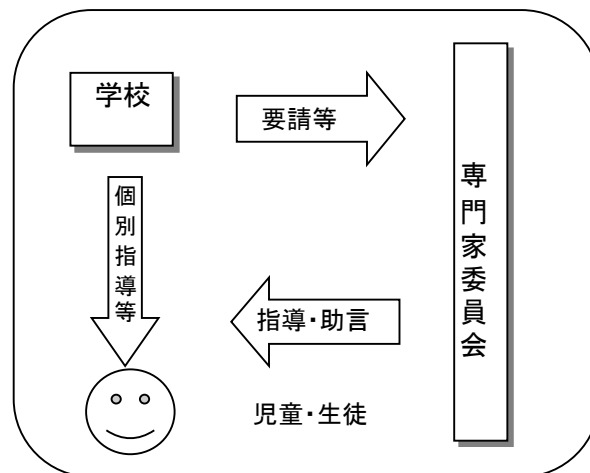
顧問講師制度を活用した、専門家委員会の在り方を検討し、設置を進めます。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○顧問講師事務取り扱い要領の改正を行い制度の充実を図った ○制度の周知をおこないブロック内での研修等の実施。	○顧問講師と特別支援学校のコーディネーターとの連携の強化 ○専門家委員会の在り方検討	○専門家委員会の立ち上げる ○専門家チームの派遣を検証する	○専門家委員会から専門家チームの派遣を始める

#### 【専門家委員会について】

##### ① 構成メンバー

- 医師
- 専門家チーム委員(顧問講師)
- 特別支援教育担当校長
- 指導主事
- 教育相談室
- 特別支援学校コーディネーター



##### ② 専門家委員会(専門家チーム)構築までの留意点等

- 顧問講師の活動の幅を拡大します。
  - ・ブロックの顧問講師を活用した研修会等を開催し、教員の資質向上を図ります。
  - ・顧問講師を校内委員会に招き、個別指導計画等の作成について指導・助言を求めます。
  - ・都立特別支援学校コーディネーターを招き、授業観察を共に行い児童の状況を把握するとともに、児童生徒へのかかわり方について指導・助言を求めます。
- 相談のケースの内容に応じて顧問講師や特別支援学校のコーディネーターの派遣を求めます。
  - ・実践を積み重ね、専門家チームの派遣へと結び付けていきます。
- 心理学専攻の学生を派遣し、情報収集等を行い専門家委員会等の活動への参加を検証します。

## 第4章 学校の指導体制の充実に向けて

### 1 教員サポーター制度の質的な向上と増員

ねらい

教員サポーター制度は、東村山市教育委員会独自の施策です。通常の学級に特別の配慮を要する児童・生徒が在籍する場合に、学級担任等を補助する指導者を学校に対して派遣する制度です。通常の学級に在籍する特別の配慮を要する児童・生徒への支援に対するニーズは高まっていることから、本制度の充実を図ることは重要です。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○支援の対象となる児童・生徒の状況を把握 ○実施要領の改正 ○教員サポーターを増員	○教員サポーターの増員	○教員サポーターの質的な向上	

#### 【教員サポーター制度 充実のための視点】

##### 教員サポーターの資質の向上

教員サポーターはあくまでも担任等の教師を補助する立場にありますが、児童・生徒のニーズに応じた適時・適切な支援を実現するためには、資質の向上が欠かせません。そこで次のような取組を実施します。

- ・東村山市教育委員会「教員サポーター」派遣事業実施要項に添い、サポーター選考時に教員免許の取得状況を確認します。
- ・採用時に、指導主事・教育相談係長・特別支援教育にかかわる専門性の高い教育相談員が対象となる児童・生徒の状況を観察した結果得られた「指導上のポイント」を教員サポーターに伝えます。
- ・採用時に、特別支援教育に関する資料を配付し、指導の際の参考資料とします。
- ・配置前に説明会を行い活動上の留意点等を明らかにするとともに、随時、研修会等を実施し、資質の向上を図ります。

## 2 ボランティア等の活用上の留意点の明確化

ねらい

東村山市では、特別な支援が必要な児童・生徒への支援策の一つとして、教育学生ボランティアが活用されています。特別支援教育の枠組みの中で、本制度の活用の在り方を検討することが重要です。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○登録者の拡大 ○活動状況の把握	○登録者拡大へ向けての施策検討状況の把握	→	

### 【教育学生ボランティア活用上の留意点】

#### (1) 登録者数の拡大に向けて

学生教育ボランティアの活用により、個に応じた指導の充実が図られている事例が報告されています。各学校から推薦をいただくとともに教育委員会からも周辺の教員養成系大学等に働きかけ登録者数の拡大を図ります。

- ① 東京学芸大学における学生対象の説明会に教育委員会として参加し学生の応募を求めます。
- ② 近隣大学に協力依頼を行うためのポスターを作成し、積極的に広報活動を行います。
- ③ 近隣大学と連携関係を持つなど、安定した人数の確保を検証します。

#### (2) 教育学生ボランティアの趣旨の確認

学生にとって、この事業は「社会体験を深めるとともに、次代を担う児童・生徒の育成に貢献すること」を目的としています。指導の補助や個別の指導のみに協力を求めるだけでなく、常に本来のねらいを踏まえ、学校として教育学生ボランティアに対して、研修の機会を設けることを求めています。

特別支援教育の実施に際しては、一定の知識と指導力が必要であることから、教育学生ボランティアは、教員のリードの下、指導の補助的な立場にあることを留意することが重要です。

#### (3) 特別支援教育を実施する際の学生教育ボランティア活用上の留意点

- ① 校内委員会において、教育学生ボランティアの位置付けについて共通理解を図り、全教職員が同様の姿勢で、教育学生ボランティアに対応すること。
- ② 事前に指導の内容や方向性について説明を行い、教育学生ボランティアの役割を明示すること。
- ③ 教育学生ボランティアが、個別の配慮事項を踏まえ、児童・生徒と適切にかかわることができるよう、教員が明確な指示・指導を行うこと。
- ④ ボランティア実施後には、活動を振り返る機会を設定し、教育学生ボランティアにとって価値ある活動となっていたか評価する場面を設定すること。

## 第5章 特別支援学級の充実に向けて

### 1 特別支援学級のセンター校化と教員の専門性の発揮

ねらい

これまでの特別支援学級としての実績を踏まえ、特別支援学級(固定制)のもつ専門性(教職員の指導力、個別指導計画の内容や作成の方法、教材・教具、施設・設備等)を市内小・中学校へ伝え、特別支援教育の効果的な推進を図ります。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○特別支援教育運営委員会担任会における研究活動 ○校内における専門性を生かした支援活動 ○派遣要請受付・派遣	○派遣要請受付・状況調査・分析 ○専門家委員会の在り方検討	○専門家委員会を立ち上げる ○専門家チームの派遣を検証する	○専門家委員会から専門家チームの派遣を始める

#### 【特別支援学級設置校の「市内センター校」としての指定】

センター校	障害種別等	該当校	
化成小学校	固定制 知的障害	回田小学校	北山小学校
秋津小学校	固定制 知的障害	青葉小学校	秋津東小学校
八坂小学校	固定制 知的障害	南台小学校	富士見小学校
久米川小学校	通級制 情緒障害	大岱小学校	久米川東小学校
東萩山小学校	固定制 知的障害	萩山小学校	野火止小学校
東村山第一中学校	固定制 知的障害	東村山第四中学校	東村山第七中学校
東村山第二中学校	固定制 知的障害	東村山第六中学校	
東村山第三中学校	通級制 情緒障害	東村山第五中学校	

・顧問講師制度を活用する際のブロックを基本に、特別支援学級設置校を各ブロックの「市内センター校」と位置付け、ブロックを単位とする特別支援教育を推進することを期待しています。

#### 【特別支援学級にかかわる取組の方向性】

特別支援学級の専門性に着目し、(1)～(3)の取組を各校の実態等に応じて順次進めていきます。

(1) 特別支援教育運営委員会における研究活動を推進します

特別支援学級の担任は、全員が特別支援教育運営委員会担任会に所属することから、特別支援教育にかかわる研究テーマを設定し、成果について発信します。

(2) 交流及び共同学習を実施する際の支援を行います

特別支援教育運営委員会の啓発部会の実績を踏まえ、交流及び共同学習の企画・実践・評価・改善にかかわる一連の流れをリードし、活動の内容や幅を広げるようにします。

(3) 通常の学級への支援を行います

特別支援学級の担当教員が、特別の配慮を要する児童・生徒の観察や指導を行うとともに、通常の学級の指導を行うとともに、通常の学級の担任の相談に応じ、指導方法や学習環境の工夫、教材・教具の開発等について共に研究を進めます。また、通常の学級の教員やLD等を含め障害のある児童・生徒に対する支援を行います。

#### 【特別支援学級との具体的な連携の在り方】

(1) 特別支援教育コーディネーターの紹介を行います

ブロック別研修会等の機会をとらえて、特別支援学級を担当する教員をブロック内の教員に紹介します。

(2) 専門的な視点から支援を受けます

支援を必要とする児童・生徒の授業観察等を依頼し、個別指導計画や個別の教育支援計画を作成する際に指導・助言を受ける。校内における取り組みから実施活動の範囲を順次、拡大していきます。

(3) 相談や情報提供の依頼を行います

教員や保護者の相談への対応を依頼したり、特別支援教育に関する教育情報・研修会の情報を交換したりします。

(4) 研修協力の依頼を行います

校内の研修の講師として、特別支援学級の特別支援教育コーディネーターを招き、指導・助言を受けます。

(5) 副籍制度を円滑に導入します

特別支援学級における副籍制度を実施する際に、特別支援学級の保護者との連携を図る際の橋渡し役を依頼します。

副籍制度による直接・間接的交流等、具体的な活動を推進する際にも協力を求めます。

## 2 通級指導学級の増設

ねらい

東京都教育委員会が平成15年に実施した調査結果を踏まえると、本市のすべての学級に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍するものと考えられます。

本市には、小学校と中学校にそれぞれ1校の通級指導学級が設置されていますが、特別支援教育の動向を踏まえ、教育内容の質的な向上を図るためには、通級指導学級の増設が必要であると考えます。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○児童・生徒数及び教室の使用状況の確認	○設置校の決定 ○開設準備会の立ち上げ	○施設の改修 →	○新通級指導学級の開級

### 【通級指導学級増設決定までの手順】

- (1)すでに設置されている学校との距離、通級の利便性、空き教室等の施設状況、今後の児童生徒数の変動等を判断し通級指導学級を設置する学校を決定し、開設に向けた準備会を立ち上げます。
- (2)通級指導学級の増設を検討する際には、特別支援教室やリソースルームなど様々な形態の学級を視野に入れて施策を検討する。
- (3)通級指導の必要性を判断する、入級判定基準を明確にします。

## 3 連携をもった指導体制の充実

ねらい

特別な教育的支援が必要となる児童・生徒に対して、適切な指導を進めるためには、本人や保護者の了解の下、通級指導学級における指導を進めることが有効です。

通級指導学級と在籍校の連携、小・中学校の通級指導学級間(わかたけ学級とみどり野学級)の連携を図ることが、指導の効果を高めていく上で重要です。

また、通級指導学級の担任が専門性を発揮できるような「巡回指導」等の在り方について研究を進めていきます。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○在籍校・通級指導学級連絡会の開催 ○校内巡回指導の試行	○校外巡回指導の継続試行	○校外巡回指導の試行成果と課題の洗い出し	○校内巡回の本格実施

### 【指導体制の充実に向けて】

特別支援教育の推進を図るためには、通級指導学級の指導内容の充実を図ることが重要です。法改正の趣旨を踏まえ、以下に示すような方策を用いて、教育内容の質的な向上を図ります。

- (1)法改正による通級指導学級における指導の拡大を図ります

学校教育法施行規則の一部改正により、平成18年4月1日からは、LDやADHDが通級による指導の対象となる者として新たに加えられました。情緒障害の通級指導学級においては、専門性や指導方法の類似性等に応じて、LDやADHD等の障害に該当する児童・生徒を指導することができることになりました。

また、年間10単位時間からの指導が可能となり、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒の通級による指導の可能性が拡大されています。

通級指導学級による指導については、本人・保護者の了解の下、個別指導計画が作成され、教育課程が教育委員会に届出されていることが前提となります。

- (2)巡回指導の在り方についての研究を進めます

通級による指導の時間帯の工夫等を行い、通級指導学級担任が配置校以外の学校へ巡回指導を行うことができるような体制づくりについて研究を進めます。

通級指導学級の担任が、組織的・計画的に在籍学級を訪問し在籍学級担任との打合せ等を行い、連携の強化を図るために、通級指導学級と在籍校の教員間の連絡会を開催し、個別指導計画に基づく指導の内容や方法を確認します。



## 第6章 教育環境の整備

### 1 自力通学の推進

ねらい

将来の社会的な自立に向け、地域の人と人とのかわりの中で、社会的な自立を目指す機会として、自力通学を推奨するために、支援のための施策を図ります。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○通学区域の弾力的運用 ○交通費の補助	○自力通学の推進	→	

#### (1) 通学区域の弾力的運用

特別支援学級に通う児童・生徒に対しては、社会的な自立を目指し「自力通学」を進めるために、通学区域の弾力的運用を行い、申し出がある場合には、自宅から近い学校(特別支援学級設置校)へ就学できるように審査基準の変更を行います。

#### (2) 就学援助費による補助の実施

自力通学を支援するために、公共機関(路線バス・電車)を利用する場合には、交通費の補助を行います。

#### (3) やむをえず通学バスを利用する場合であっても、卒業後を想定し順次自力通学へ切り替えていきます。

### 2 施設・設備の整備

ねらい

副籍事業の実施や個別の対応を行うためには、施設・設備等の整備を行うことも重要です。厳しい財政状況を踏まえ、可能な部分から整備に着手し、順次改善を図っていきます。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○バリアフリー調査 ○順次スロープ等の設置	○施設整備方針の検証	→	
			○施設整備方針に基づき、順次整備をすすめる

#### (1) 現在の整備状況を精査し、整備方針の検討を進めます。

(2) 「特別支援教室」や「リソースルーム」についての検討を進めます。教育相談室との併用、ランチルーム等の授業中は使用しない部屋等の利用も視野に入れていきます。また、検討の際は「通級指導学級」との役割を明確にしながら検討します。教室の確保が難しい場合には、パーテーションやカーテン等で必要な空間を生み出すことも考えています。

(3) スロープ設置等の施設整備を行う際は、当該児童生徒だけでなく、その他の児童生徒への影響も視野に入れて検討します。

### 3 補助金の整備

ねらい

通常の学級に在籍する、身体的理由で生活的支援が必要な児童・生徒について、自立及び保護者の負担の軽減を目的とした補助金を設置します。

第一次実施計画	第二次実施計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	○支援員利用補助金の設置	→	

法令整備を行い、肢体不自由児童生徒の生活的支援を保護者が第三者へ依頼した場合の、経済負担を一部補助します。